

## 「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正について

### I 改正の目的

2021 年 10 月に金融安定化理事会（FSB）が公表した最終報告書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」（原題：Policy Proposals to Enhance Money Market Fund Resilience）において、各国が自らの法域における MMF の脆弱性を評価した上で、各法域の法的枠組みに沿う形で対処するよう提言が行われたことから、本会では、金融庁とも密接に連携しながら、関係者と協議、検討を重ねてきたところである。

今般、その結果を踏まえ、関係諸規則、委員会決議等について、所要の整備を図ることとする。

### II 主な改正の内容

#### (1) 「MMF 等の運営に関する規則」の一部改正（規則名の改正を含む）

MMF の強靱性強化の観点から、MMF に関する規定をより厳格な MRF の規定に合わせる趣旨で、第 2 章を削除し、第 3 章の MRF に関する規定に MMF も盛り込むほか、格付依存・規制閾値の撤廃や、流動性向上及びコンティンジェンシー・プランの策定に係る規定の新設など。

（第 1 条、第 19 条、第 20 条、第 21 の 2～第 27 条の 6、第 29 条の改正、  
第 2 条～第 7 条、第 13 条～第 18 条の削除、  
第 1 条の 2、第 22 条第 6 項、第 27 条の 7、第 27 条の 8 の新設）

#### (2) 「MMF 等の運営に関する規則に関する細則」の一部改正（規則名の改正を含む）

本則の改正に伴う条ずれなどの対応。 （第 1 条～第 4 条の 2 の改正）

#### (3) 「MMF 等の運営に関する委員会決議」の一部改正（決議名の改正を含む）

規則第 27 条の 5 に規定する投資信託約款への一部解約に関する記載事項について、規則第 16 条の 3 に規定する記載例を委員会決議へ移管、改正。

（決議 1 の改正、同 2 の新設）

#### (4) 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正

以下の関係規則等について、MMF の月次開示事項に関する規定を MRF の規定に合わせるなどの改正。

・「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」

（第 13 条第 1 項、第 16 条の 2、第 17 条の改正、  
第 13 条第 2 項、第 16 条の削除）

- ・「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」  
(第8条第4号、第11条の2第1号、同条第2号(イ)の改正、  
第11条の削除)
- ・「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」  
(決議4、別表2中の6、別表3中の「MRFの月次開示」の改正、  
別表3中の「MMFの月次開示」の削除)

(5) 「MMF等の運営に関する規則」の規則名改正に係る対応

- ・「投資信託等の運用に関する規則」  
(第17条の3、第20条、第25条第3項の改正)
- ・「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」 (第23条の改正)
- ・「商品分類に関する指針」 (指針4.中の(1)、(2)の改正)

III 実施の時期

令和5年1月19日から実施する。ただし、この改正の際現に存するMRF等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

以 上